

2020 年 3 月 31 日

ビルメンテナンス議員連盟

会 長 伊 吹 文 明 殿

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木 下 雅 俊

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

平素は当協会の業務運営に関して、格別のご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、世界各地で新型コロナウイルスによる肺炎が猛威を振るっております。私どもビルメンテナンス業界は、国民の衛生・安全の確保について責任のある業界であり、かつ感染拡大防止に向けた重責を担っていると認識し、業務にあたっております。

ビルメンテナンス事業者は、公共施設や交通機関等、不特定多数の方が利用する施設などの清掃・消毒業務を行っております。加えて、病院等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方が利用する医療施設においても日々の診療行為が変わることなく行われるよう、国民の期待に応える高いレベルの衛生・安全な環境の確保を、その責として担っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化、経済活動の変化が及ぼす影響が、その責を全うするにあたってさまざまな課題・問題として浮き彫りになっております。

つきましては、ビルメンテナンス業界として下記のとおり要望をさせていただきますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. ビルメンテナンス事業者に対する優遇制度の実現

<要望>

- 企業の存続をはかるため、法人税の一定期間の猶予、減免をお願いいたします。
- 一定期間の消費税の減税をお願いいたします。
- 雇用調整助成金の中小企業に対する助成額を 4/5 に引き上げるとともに非正規雇用やアルバイトにも適用することをお願いいたします。

<理由>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、あらゆる産業で事業活動の縮小、休業等の動きが出ています。また、政府基本方針を踏まえた各種イベント等の中止が、相次いでいます。これら施設の管理やイベントの準備・設営・運営の多くは、私どもビルメンテナンス事業者が受託し、担っているところです。

各産業が自粛、中止することにより施設の管理や運営の受託者であるビルメンテナンス事業者においても、減額や解約等の影響を受けることは避けられません。資金繰りが悪化する懸念があることに対する対応は急務を要します。そのため、法人税の一定期間の猶予、減免をお願いいたします。

さらに、同様の理由で、経営環境の悪化に伴う、消費税の減税ならびにさらなる雇用調整助成金の拡充をお願いいたします。

2. ビルメンテナンス従事者の感染リスク低減策の実現

<要望>

- 厚生労働省が発出している通知「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について」にビルメンテナンス企業を加えるよう、お願いいたします。
- 医療機関および介護老人保健施設、介護老人福祉施設、障害福祉施設等で清掃に従事する従業員に対する助成金の創設をお願いいたします。

<理由>

ビルメンテナンス事業者は不特定多数が利用するビルの維持管理で重要な役割を担っております。その施設はオフィスビルや複合施設、ホテルなど用途は多岐にわたります。

その中でも特に高度な衛生的環境を維持しなければならない施設として、病院に代表される医療機関および介護老人保健施設、介護老人保健施設、障害福祉施設等があります。ビルメンテナンス企業の従事者は、毎日、上記のような施設で清掃業務や消毒業務といった分野で働いております。その業務に従事する者に対してマスクなどの衛生用品の決定的な不足を解決することは喫緊の課題です。そのため、優先的な確保を図り、適切に従事者に配布することができるよう、事業者への提供をお願いいたします。同時に感染するリスクが高い施設における従事者の業務に報酬として報いることができるような、助成金の創設をお願いいたします。

以上